

## 茨城県人権啓発キャラクター「ココロちゃん」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県人権啓発キャラクター「ココロちゃん」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「ココロちゃん」とは、県民が親しみやすい人権教育・啓発活動の一役を担う人権啓発キャラクターとして制作された、別紙に掲げるキャラクターデザイン及びこれを展開したのものとする。

(申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ「ココロちゃん使用承認申請書」(様式第1号)(以下「申請書」という。)を茨城県保健福祉部福祉指導課長(以下「福祉指導課長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げる図柄を変更、改変することなく使用する場合はこの限りでない。

- (1) 茨城県内の国の機関、地方公共団体が使用するとき。
- (2) 茨城県内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、福祉指導課長が適当と認めたとき。

2 キャラクターは営業又は販売物に使用してはならない。

(承認の範囲)

第4条 福祉指導課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 茨城県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 茨城県が推進する人権啓発の妨げになる、又は妨げになる恐れのあるとき。
- (3) キャラクターを使用する際、第7条に規定する使用方法を遵守しない恐れのあるとき。
- (4) 法令または公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (6) その他、福祉指導課長が不適切と認めたとき。

(承認)

第5条 福祉指導課長は、前条の承認をするときは、「申請書」下段をもって通知する。

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、福祉指導課長の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
- (3) イメージを損なう展開又は、応用使用はしないこと。
- (4) 原則として、キャラクターに近接して「茨城県人権啓発キャラクターココロちゃん」

ん」と表記すること。

(承認内容の変更)

第8条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「ココロちゃん使用承認変更申請書」(様式第2号)(以下「変更申請書」という。)を福祉指導課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「変更申請書」下段をもって通知する。

3 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

第9条 福祉指導課長は、キャラクターの使用がこの規程又は承認内容に反して使用されたときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取り消しは、「ココロちゃん使用承認取消通知書」(様式第3号)をもって通知する。

3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、茨城県はその責めを負わない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、茨城県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、福祉指導課長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年8月25日から施行する。

式第1号

「ココロちゃん」使用承認申請書

平成 年 月 日

茨城県福祉指導課長 殿

申請者  
(所在地)  
住 所  
(名称及び代表者名)  
氏 名 印

下記のとおり、デザインを使用したいので申請します。

使用目的及び使用方法	
使 用 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
連 絡 先 (担当者, 電話番号等)	

平成 年 月 日

上記、デザイン使用については、次の条件を付して承認します。

承認番号 号

茨城県福祉指導課長

使用条件

- ・茨城県人権啓発キャラクター「ココロちゃん」使用取扱規程及び「ココロちゃん」使用承認申請書の内容を遵守すること。
- ・作成にあたっては定められた形状、縦横比率、配色等を正しく使用すること。
- ・デザインに近接して、「茨城県人権啓発キャラクターココロちゃん」と明記すること。

様式第2号

「ココロちゃん」使用承認変更申請書

平成 年 月 日

茨城県福祉指導課長 殿

申請者

(所在地)

住 所

(名称及び代表者名)

氏 名

印

平成 年 月 日付け承認番号 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

使用目的及び使用方法	
使 用 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
連 絡 先 (担当者, 電話番号等)	

平成 年 月 日

上記, デザイン使用については, 次の条件を付して承認します。

茨城県福祉指導課長

使用条件

- ・茨城県人権啓発キャラクター「ココロちゃん」使用取扱規程及び「ココロちゃん」使用承認変更申請書の内容を遵守すること。
- ・作成にあたっては定められた形状, 縦横比率, 配色等を正しく使用すること。
- ・デザインに近接して, 「茨城県人権啓発キャラクターココロちゃん」と明記すること。

(様式第3号)

平成 年 月 日

「ココロちゃん」使用承認取消通知書

〇〇 殿

茨城県福祉指導課長

平成 年 月 日付け、承認番号 号で承認した内容について、下記のとおり承認を取り消します。

記

1 使用対象物件

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4 使用数量

5 承認取消理由

